フォーバル GDXリサーチ研究所

RESEARCH GUIDE

リサーチガイド

中小企業向け 賃上げ促進税制

フォーバル GDXリサーチ研究所 編集

GDXリサーチ研究所

賃上げ

賃上げ促進税制（中小企業向け）

賃上げ実施分に応じて、法人税から控除を受けられる制度

賃上げを実施した企業が、給与等の増加額の一定割合を法人税額から控除できる制度です。中小企業は一定以上の賃上げで控除を受けられ、子育て支援などの取り組みを組み合わせると控除率が引き上げられます。控除しきれなかった分は5年間繰り越せるため、赤字企業も将来の黒字化を見据えて活用できます。



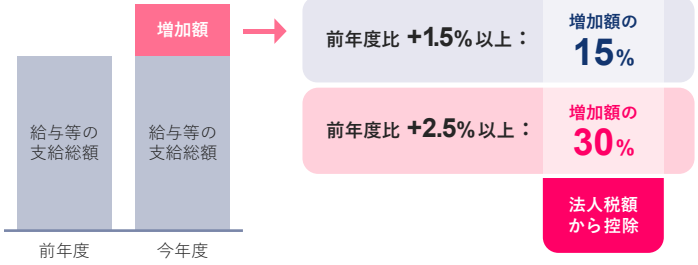
■ 対象

青色申告をしている次の事業者
- 資本金1億円以下の法人
- 常時使用する従業員が1,000人以下の個人事業主（所得税から控除）

※大企業の子会社等は除く

■ 控除の仕組み

- 給与総額が前年度比1.5%以上増：15%控除
- 給与総額が前年度比2.5%以上増：30%控除
- くるみん・えるぼし認定等：控除率＋5%（最大35%）
- 控除上限：法人税額の20%



■ 要件・手続き

- 事前申請・審査は不要
- 確定申告時に明細書を添付

■ 活用イメージ

従業員10名の企業の場合

- 給与総額5,000万円→5,125万円（前年度比+2.5%）に増加
- 増加額125万円 × 控除率30% ＝ 37.5万円を法人税から控除
- くるみん認定等があれば控除率35%で43.75万円
- 控除しきれない分（赤字の年や上限を超えた分）は、最長5年間繰り越して利用可能

■ 活用メリット

- 給与総額が前年度より一定以上増えれば対象となり、新たな取り組み無しで控除を受けられる可能性がある
- 事前申請・審査が不要で、確定申告時の手続きだけで適用できる
- 赤字の年でも繰越控除により、将来の黒字化後に恩恵を受けられる
- 実質的な人件費負担が軽くなり、持続的な賃上げを後押しする

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html

※本ガイドは、ブルーレポート『中小企業の経営状況の変化への対応<2>』 https://gdx-research.com/wp-content/uploads/2026/07/bluereport_202608-2.pdf で賃上げ実施企業の約半数が「制度を知らない」と回答した結果を受けて作成しました。